



平成 19 年 8 月 6 日

各 位

上場会社名 日本精密株式会社  
(JASDAQ コード番号 : 7771)  
代表者名 代表取締役社長 岡林 博  
問合わせ先 専務取締役 金 昌明  
(TEL (048)225-5311)

### 転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 8 月 6 日開催の取締役会において、転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 転換社債型新株予約権付社債の発行要領

1. 社 債 の 名 称 日本精密株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債  
( 転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付 )( 当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。 )
2. 社 債 の 発 行 価 額 額面 100 円につき金 100 円
3. 新株予約権の発行価額 無償とする
4. 新株予約権の発行価額の算定理由 ( 無償の理由 ) 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、ならびに本社債の利率および発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的な価値と本新株予約権に内在する価値とを考慮し、その発行価額を無償とした。
5. 払 込 期 日 平成 19 年 8 月 21 日 ( 火 )
6. 募集に関する事項
  - ( 1 ) 募 集 の 方 法 第三者割当の方法により、全額 ( 6 億円 ) を M&FC Co., Ltd. に割り当てる。
  - ( 2 ) 発行価格 ( 募集価格 ) 額面 100 円につき金 100 円
  - ( 3 ) 申 込 期 日 平成 19 年 8 月 21 日 ( 火 )

- (4) 申込取扱場所 当社(管理グループ)
7. 新株予約権に関する事項
- (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(3)号記載の転換価額(ただし、本項第(8)号によって調整された場合は、調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式(1単元の株式の数は1,000株)が発生する場合、会社法第192条に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
- (2) 新株予約権の総数 各本社債に付された本新株予約権の数は、額面金額10,000,000円につき1個とし、合計60個の本新株予約権を発行する。
- (3) 行使時の払込金額及び転換価額 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、当該本新株予約権に係る本社債の発行価額と同額とする。本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額は、当初200円(以下「転換価額」という。)とする。ただし、当社の普通株式数に変更又は変更の可能性が生じる場合は、本項第(8)号に定めるところに従い転換価額を調整することがある。
- (4) 行使時の払込金額(転換価額)の算定の理由 本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから各本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当該増資に係る取締役会決議の直前営業日までの直近1ヶ月(平成19年7月6日から平成19年8月5日まで)に株式会社ジャスダック証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の最終価格の平均値(186円)を参考として、当社の置かれている業況を勘案し、当社顧問弁護士と慎重に協議の結果、適法であるという意見も頂いた上で、7.52%のプレミアを付加した200円(円位未満切上げ)と決定いたしました。
- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、

資本金等増加限度より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 行使請求期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成 19 年 8 月 22 日から平成 24 年 8 月 7 日までの間、いつでも、本新株予約権の行使請求をすること（以下「行使請求」という。）ができる。

(7) 行使の条件

当社が本社債を繰上償還する場合または当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、繰上償還を決定した日または期限の利益の喪失日以降本新株予約権を行使することはできない。平成 24 年 8 月 7 日より後に本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 転換価額等の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行株式数」は当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本号 から に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

1. 本号 の 2. に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もし

くは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換・交換または行使による場合を除く。）

調整後の価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、または、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

2. 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降または、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

3. 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号の 2. に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）または本号の 2. に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等

が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

4. 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本号 の 2. に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号 の 3. または 5. による転換価額の調整が行われている場合

( ) 上記交付が行われた後の本号 の 3. に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとする。

( ) 上記交付の直前の既発行株式数を超えない場合は、本 4. の調整は行わないものとする。

5. 取得請求権付株式等の発行条件に従い当社普通株式 1 株当たりの対価( 本 5. において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ( 本号 から と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。) 当該下方修正後の当該取得価額等が当該修正が行われる日( 以下「修正日」という。)における本号 の 2. に定める時価を下回る価額になる場合

( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 の 3. による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使されたものとみなして本号 の 3. の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 の 3. また

は上記( )による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本号 の 3.に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行なわれなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1 か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

6.本号 の 3.から 5.における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込がなされた額（本号 の 3.における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

7.本号 の 1.から 3.の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社機関の承認を条件としているときには、本号 の 1.から 3.にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数は切り捨て、現金による調

整は行わない。

1. 転換価額調整式中の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
2. 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日(ただし、本号の7.の場合は基準日)に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
3. 完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本号の4.に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該転換価額の調整において本号からに基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。)
4. 本号の1.から5.に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は本号の規定のうち、当社証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

1. 株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式数の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。
2. その他当社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
3. 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。

(9) 自己新株予約権の取得  
の事由及び消却の条件

取得事由は定めない。

(10) 行使によって交付され  
た株式の配当起算日

行使請求により交付された当社普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、行使請求がなされた時の属する配当計算期間の期首に当該株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

(11) 行使請求受付場所

当社（管理グループ）

(12) 代用払込に関する事項

会社法第 236 条第 1 項第 3 号により、本社債権者が本新株予約権を行使したときは、当該本新株予約権が付された本社債の全額の償還に代えて、当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなし、かつ当該請求に基づく払込があったものとする。

## 8. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

金 6 億円

(2) 各社債券の金額

金 100,000,000 円、金 10,000,000 円の 2 種

(3) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(4) 利払期日及び利払方法

該当事項なし

(5) 償還期限

平成 24 年 8 月 20 日

(6) 償還価額

額面 100 円につき金 100 円

(7) 償還の方法

本社債は、平成 24 年 8 月 20 日にその総額を償還する。ただし、繰上償還の場合は、本号 に定めるところによる。

当社は、当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をすることを当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。）で決議した場合、当社取締役会が別途定める日をもって、当該日において残存する未償還の本社債の全部を本社債の額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて取得するものとする。

償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日に支払を繰り上げる。

償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

日本精密株式会社 管理グループ

(8) 社債券の様式

無記名式とする。

なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文および第 3 項本文の定めにより本社債または本新株予約

- 権のうち一方のみを譲渡することはできない。
- (9) 担保の有無 本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
- (10) 財務上の特約  
(担保提供制限) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資することが新株予約権の内容とされたものをいう。
- (11) 取得格付 格付は取得していない。
- (12) 社債管理者 本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書および会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
- (13) 元利金支払場所 当社(管理グループ)
- (14) 登録機関 該当事項なし
9. 上場申請の有無 なし
10. 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任する。
11. 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

## 1. 転換社債型新株予約権付社債を発行する目的

### (1) 目的

当社は平成18年10月13日開示のとおり、当社の主力事業の1つの柱であるメガネフレーム事業の積極的展開、販路の確保を目的として、民事再生申請中の株式会社村井（本社：福井県坂井市、代表取締役社長：村井 勝、以下「村井」）の再建スポンサーとなり、メインの債権者である北陸銀行と協調して再建案の取り纏めを行ってまいりました。前回の調達資金で既に120,000,000円を支出済みですが、さらに債権額500,000円以下の小口債権者には全額を弁済する等、債権者の協力を得て、当社は全国販路の確保や新製品開発並びに海外商品の供給にスポンサーとして積極的に資金面、開発面で指導力を発揮し6月19日には債権者集会にて再建案の承認を得ており、北陸銀行が別除権を設定している村井本社の不動産等の解除資金を投入する予定であります。

もう一つの主力事業である時計バンドにおいては、RADO社と共同特許を取得し高付加価値路線を強化しており、RADO社からの京セラ株式会社のセラミックを使用した時計バンドの受注が増加し、5月よりセラミックの購入も前倒しで増加しておりますため、生産増加のための保証金の積み増しを迫られております。また、更に当社は従来から目指しております付加価値の高い製品の供給開発を今後も積極的にしてまいります。所存であります。メガネフレーム&時計バンドのOEM企業体系からの脱却は当社の長年の懸案であります。当社は第4(応用品)グループにおいて自社技術により既に除電気シリーズ6機種、防犯機器シリーズ3機種を開発商品化済みであります。このような業務拡大に伴う運転資金の増加、ベトナム工場の設備投資に対応するとともに、財務体質の改善・強化のために有利子負債の削減に投入し、企業価値の向上に努めてまいります。

### (2) 資金調達方法の選択理由

資金調達の方法については、既存株主に不利益とならないように配慮した結果、大量な株式の発行による希薄化の問題に配慮し、無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による資金調達がもっとも相応しいと判断いたしました。これにより、当社は無利息による資金調達が可能となり発行費用の抑制を図ることができ、当該転換社債型新株予約権付社債の転換価額は、株価の変動にともなって修正されず、一定の事由により転換価額が調整される場合を除いては常に一定であり、権利行使による希薄化の割合は発行時に確定します。更に、当該転換社債型新株予約権付社債の割当先であるM&FC社は当社筆頭株主であり、本日発表しております「株式会社エムアンドエフシーとの業務提携に関するお知らせ」にあるとおり、業務提携を前提とした長期安定株主であります。M&FC社は、KOSDAQ上場会社であることから、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図るため、潜在株式によるその希薄化に関しては慎重な判断が必要であることを十分理解しているため急激な行使・転換に伴う既存株主への影響を充分考慮したうえで行使・転換することを約束してくれております。また、本転換社債型新株予約権付社債は、時価を上回る水準の転換価額の設定により、株式への転換可能性を抑制することで既存株主に不利益とならないように配慮することに合意しております。

このようなことから、今回の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行は、既存株主への影響を限定しつつ、当社が今後、戦略的な経営判断をするうえで、安定的かつ最適な資金調達手段と考えます。

## 2. 調達する資金の額及び使途

### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

600,000,000 円（差引手取概算額：570,000,000 円）

### (2) 調達する資金の具体的な使途

村井の再生資金、仕入先への保証金、有利子負債削減、設備投資等の投資となります。

上記手取概算額 570,000,000 円につきまして、220,000,000 円を村井の新会社資本金および不動産取得資金とし、200,000,000 円を業務拡大に伴う仕入先への保証金の追加に、102,000,000 円を借入金に係る有利子負債削減に、48,000,000 円をベトナム工場の業務拡大に伴う設備投資に充当する予定であります。

・村井・・・6月19日に認可された新会社資本金（100,000 千円）と不動産取得資金（120,000 千円）

・保証金・・・仕入先への保証金の追加・・・200,000 千円

・返済・・・有利子負債削減・・・102,000 千円

・設備・・・ベトナム工場の設備投資・・・48,000 千円

### (3) 前調達資金の使途の変更

平成 18 年 6 月 12 日に発表しました「第三者割当による新株式発行及び新株予約権発行に関するお知らせ」の中で、『(一) 第三者割当による新株式発行について 【参考】 2. 増資の理由及び資金の使途 (2) 資金の使途』の内容で変更になった部分は下記のとおりです。

(計画)・設備投資 125,000 千円（ワイヤーカット放電加工機、マシニング、真空焼入炉等）

(実績)・設備投資 28,900 千円（ワイヤーカット放電加工機（4 台））

15,000 千円（放電加工機（2 台））

・追加借入金返済 81,100 千円

### (4) 調達する資金の支出予定時期

・村井・・・新会社資本金（100,000 千円）・・・平成 19 年 9 月中旬

不動産取得資金（120,000 千円）・・・平成 19 年 8 月末

・保証金・・・仕入先への保証金の追加・・・平成 19 年 8 月 21 日

・返済・・・有利子負債削減・・・平成 19 年 8 月 21 日

・設備・・・ベトナム工場の設備投資・・・平成 19 年 9 月末

### (5) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

今回の転換社債型新株予約権付社債の発行は、M&FC と当社とのより深く緊密な提携関係を構築することを目的としており、当社の企業価値の向上のため、村井の再生資金、業務拡大に伴う仕入保証金の追加、ベトナム工場の設備投資に対応するとともに、財務体質の改善・強化のために有利子負債の削減に投入することは合理的な資金使途であると考えております。

### 3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンス等の状況等

#### (1) 最近3年間の業績(連結)(単位:千円)

事業年度の末日	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
売上高	3,487,576	2,862,072	3,362,006
営業利益	119,833	218,431	105,416
経常利益	17,082	260,379	66,861
当期純利益	116,748	585,380	218,722
1株当たり当期純利益(円)	41.70	208.45	45.59
1株当たり配当金(円)	10	0	0
1株あたり純資産(円)	166.03	45.94	121.71

#### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	6,924,000株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	410,000株	5.92%

#### (3) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

##### ・日本精密株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

発行期日	平成19年8月20日
調達資金の額	600,000,000円
募集時点における発行済株式数	6,924,000株
募集時における潜在株式数	3,000,000株 (同時に発行される新株予約権による潜在株式数1,500,000株を含めると潜在株式数は4,500,000株となります。)

(注) 同時に発行される新株予約権の詳細につきましては、本日発表しております「第三者割当による新株予約権発行に関するお知らせ」をご参照願います。

#### (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

##### 1. 第三者割当増資

払込期日	平成18年6月28日
調達資金の額	753,960,000円(発行価格:305円)
募集時点における発行済株式数	3,032,000株
募集時における発行株式数	2,472,000株
当初の資金使途	当該第三者割当増資による資金の使途につきましては、新株式発行価額の総額753,960,000円から発行諸費用の概算額35,000,000円を控除した残額については、425,000,000円をシンジケートローンの返済に、168,960,000円を有利子負債の削減及び125,000,000円をベトナム工場のワイヤカット、マシニング、真空焼入炉等金型設

	備投資に充当する計画でありました。
支出予定時期	平成 18 年 6 月 28 日
現時点における充当状況	調達資金の資金使途で変更になった部分は以下のとおりです。 ・計画 設備投資 125,000 千円 (ワイヤーカット放電加工機、マシニング、真空焼入炉等) ・実績 設備投資 43,900 千円 (ワイヤーカット放電加工機(4台) 放電加工機(2台)) 追加借入金返済 81,100 千円

## 2. 日本精密株式会社第 1 回有償新株予約権

発行日	平成 18 年 6 月 28 日
調達資金の額	434,520,000 円 (発行価額: 306 円)
募集時点における発行済株式数	3,032,000 株
募集時点における潜在株式数	当初行使価格 (305 円) における潜在株式数 3,400,000 株
現時点における転換状況 (行使状況)	行使新株予約権数 (行使済株式数) 142 個 (1,420,000 株) 消却新株予約権数 (消却済株式数) 157 個 (1,570,000 株)
当初の資金使途	当該新株予約権の発行で、事業の進捗により払い込みをして頂き、調達する資金で有利子負債の圧縮を中心として、企業価値を高めるための設備投資と M&A 等を行うために使用する計画でありました。
支出予定時期	平成 18 年 11 月 7 日 ~ 平成 19 年 3 月 27 日
現時点における充当状況	全額有利子負債の圧縮に充当いたしました。

### (5) 最近の株価の状況

平成 17 年 3 月期末 (平成 17 年 3 月 31 日終値)	335 円
平成 18 年 3 月期末 (平成 18 年 3 月 31 日終値)	340 円
平成 19 年 3 月期末 (平成 19 年 3 月 30 日終値)	251 円
直近 3 ヶ月の終値平均 (平成 19 年 5 月 6 日 ~ 平成 19 年 8 月 5 日)	192 円

## 4. 募集後の大株主及び持分比率

	募集前 (平成 19 年 3 月 31 日現在)		募集後 (潜在株式反映後)	
	株数	比率	株数	比率
トノウ・エム・アイ・エフ・エス・カンパニー・リミテッド	1,190,000	17.18%	5,690,000	49.81%
篠邊 貞道	871,000	12.57%	871,000	7.62%

玉田 秀明	335,000	4.83%	335,000	2.93%
金 昌明	229,000	3.30%	229,000	2.00%
アンビシャス - 14 号未来投資事業 組合	160,000	2.31%	160,000	1.40%
IP0 キャピタル投資事業組合 1 号	160,000	2.31%	160,000	1.40%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社（信託口 4）	148,000	2.13%	148,000	1.30%
IP0 キャピタル投資事業組合(2号)	147,000	2.12%	147,000	1.29%
アンビシャス - 13 号テクノロジー 投資事業組合	142,000	2.05%	142,000	1.24%
プラコム株式会社	140,000	2.02%	140,000	1.23%

（注）募集後の株式数には、本日発表しております「第三者割当による新株予約権発行に関するお知らせ」により同時に発行される潜在株式数 1,500,000 株を含めておりません。

#### 5. 業績への影響

村井について、再生計画では、新会社への資本金払い込みを 9 月に予定しており、その時点で民事再生計画が終結し、当社の連結対象子会社となりますので、平成 20 年 3 月期の村井は半年分が連結対象となり、売上 5 億円、収益的にはプラスマイナス「0」を予想しております。

村井を除く今後の業績につきましては、平成 19 年 5 月 25 日に発表の決算短信で開示した平成 20 年 3 月期の連結業績予想に織り込み済みです。

#### 6. 発行条件等の合理性

##### （1）発行条件が合理的であると判断した根拠

本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから各本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当該増資に係る取締役会決議の直前営業日までの直近 1 ヶ月（平成 19 年 7 月 6 日から平成 19 年 8 月 5 日まで）に株式会社ジャスダック証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の最終価格の平均値（186 円）を参考として、当社の置かれている業況を勘案し、当社顧問弁護士と慎重に協議の結果、適法であるという意見も頂いた上で、7.52%のプレミアを付加した 200 円（円位未満切上げ）と決定いたしました。

また、当該転換社債型新株予約権付社債の割当先である M&FC 社は当社筆頭株主であり、本日発表しております「株式会社エムアンドエフシーとの業務提携に関するお知らせ」にあるとおり、業務提携を前提とした長期安定株主であります。更に、業務提携を前提としているため既存株主への影響等に関しましては、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図るため、潜在株式によるその希薄化に関しては慎重な判断が必要であることを十分理解しているため急激な行使・転換に伴う既存株主への影響を充分考慮したうえで行使・転換することを約束しております。また、本転換社債型新株予約権付社債は、時価を上回る水準の転換価額の設定により、株式への転換可能性を抑制することで既存株主に不利益とならないように配慮することができます。

( 2 ) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社の発行済株式総数は、6,924,000株であり本転換社債型新株予約権付社債の潜在株式数は3,000,000株（発行済株式数に対する比率43.33%）であります。平成19年8月に借入金の返済、保証金の積み増し、設備投資資金の支払が切迫しており、平成19年9月には村井の再生資金を確保しなければならないため、本転換社債型新株予約権付社債の発行は企業存続に必要なものであります。発行済株式数に対する潜在株式数の割合はバランスを欠いておりますが、割当先のM&FC社は、当社の独立性を尊重しつつ友好的業務提携のなかで当社の企業価値向上を図りうる企業と判断し、本転換社債型新株予約権付社債を割当てることになりました。また、割当先のM&FC社はKOSDAQ上場企業であり、行使・転換による希薄化に関しては慎重な判断が必要であることを十分理解しております。当社とM&FC社は、業務提携を前提とした社債であるとの位置づけを明確に確認しており、転換価額にはプレミアムをつけ、既存株主に不利益をもたらすことなく、当社の企業価値向上を最優先に考えるという立場から行使・転換することを確認しております。また、転換後も業務提携を前提とした安定株主として長期保有方針であることも確認しております。

7. 割当先の選定理由等

( 1 ) 割当先の概要

( 2006年12月31日現在 )

商号	M&FC Co., Ltd. (KOSDAQに上場)	
事業内容	合成皮革加工事業 映画事業（映画製作 / 投資） ファッション事業（OEM生産 / 供給） ホームショッピング	
設立年月日	1994年10月1日	
本店所在地	3F Yujin Bldg., 376-11, Seogyo-Dong, Mapo-Gu, Seoul, Korea	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 CHO.SUNG WOO	
資本金の額	8,422百万ウォン	
発行済株式数	16,884,626株	
純資産	51,584,083,269ウォン	
総資産	69,501,044,083ウォン	
事業年度の末日	12月31日	
従業員数	104名	
主要取引先	コリアリーボック、ブルースポーツ、ユニバーサル、ナイキコリア	
大株主及び持株比率	CHO.SUNG WOO (14.56%) PARK. IN KYU (9.62%) CHO.SUNG KYU (4.18%)	
主要取引銀行	新韓銀行、国民銀行、企業銀行	
当社との関係等	資本関係	当社筆頭株主 (1,190,000株、所有割合：17.19%)
	取引関係	該当事項はありません
	人的関係	当社取締役の兼任2名

	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません	
最近3年間の業績	(単位：千ウォン)		
事業年度の末日	2004 / 12	2005 / 12	2006 / 12
売上高	24,234,742	27,072,541	23,438,240
営業利益	841,761	694,538	666,926
経常利益	1,596,915	487,624	1,298,919
当期純利益	1,811,330	485,773	1,298,919

(注) 、 、 、 の数値を円換算する場合、平成 19 年 8 月 6 日午前 10 時現在のレートで 100 ウォンが 12.74 円となります。

(2) 割当先を選定した理由

割当先である M&FC 社は、平成 19 年 3 月 27 日に当社新株予約権の行使(行使価額 305 円、行使日の終値 256 円)により株式の 17%を保有し筆頭株主となり、その後も継続して当社株式を保有していただいていること、本日発表しております「株式会社エムアンドエフシーとの業務提携に関するお知らせ」にあるとおり、業務提携を前提とした長期安定株主でありますことから、今後も当社の独立性を尊重しつつ長期安定株主として、長期的な発展を支援していただけると判断しております。また、M&FC 社は、KOSDAQ 上場会社であることから、市場の状況と当社の資本状況を鑑みながら、資本拡充が必要ならば既存株主に不利益とならないよう影響に配慮し株式に転換し長期保有していく方針であることを確認しております。

今回の転換社債型新株予約権付社債の発行は、M&FC と当社とのより深く緊密な提携関係を構築することを目的としております。割当後においては両者が協力して、互いの業績向上を図ることで合意をしております。

(3) 割当先の保有方針

割当先である M&FC 社は、当社との業務提携を前提に、当社の独立性を尊重しつつ企業価値向上を目的とする長期安定株主であります。転換社債型新株予約権付社債の発行においてもその姿勢は変わらず、市場の状況と当社の資本状況を鑑みながら、資本拡充が必要ならば既存株主に不利益とならないよう影響に配慮しつつ株式に転換し長期保有していく方針であることを確認しております。また、M&FC 社には当社事業運営方針に高い評価をいただいております、長期に渡りお互いの業績向上を図ることで合意をしております。

以上